

他都市の条例比較表

	ニセコ町まちづくり基本条例 H13.4.1施行	杉並区自治基本条例 H15.5.1施行	愛川町自治基本条例 H16.9.1施行	多摩市自治基本条例	大和市自治基本条例素案 (H16.6.3現在)
目次	前文 第1章 目的(第1条) 第2章 まちづくりの基本原則(第2条 - 第5条) 第3章 情報共有の推進(第6条 - 第9条) 第4章 まちづくりへの参加の推進(第10条 - 第13条) 第5章 コミュニティ(第14条 - 第16条) 第6章 町の役割と責務(第17条 - 第24条) 第7章 まちづくりの協働過程(第25条 - 第27条) 第8章 財政(第28条 - 第33条) 第9章 評価(第34条・第35条) 第10章 町民投票制度(第36条・第37条) 第11章 連携(第38条 - 第41条) 第12章 条例制定等の手続(第42条) 第13章 まちづくり基本条例の位置付け等(第43条・第44条) 第14章 この条例の検討及び見直し(第45条) 附則	目次 前文 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 基本理念(第3条) 第3章 区民の権利及び義務(第4条・第5条) 第4章 事業者の権利及び責務(第6条) 第5章 区の責務(第7条) 第6章 区議会(第8条 - 第10条) 第7章 執行機関(第11条 - 第13条) 第8章 区政運営(第14条 - 第24条) 第9章 参画及び協働(第25条 - 第29条) 第10章 国及び他の地方公共団体との協力(第30条) 第11章 条例の位置付け(第31条) 第12章 委任(第32条)	目次 前文 第1章 総則(第1条 - 第7条) 第2章 総合的かつ効果的な町政運営(第8条 - 第12条) 第3章 情報共有のための制度(第13条 - 第16条) 第4章 パブリック・コメント手続(第17条 - 第23条) 第5章 町民公益活動(第24条 - 第26条) 第6章 まちづくり(第27条 - 第32条) 第7章 推進機関の設置(第33条) 第8章 雑則(第34条) 附則	目次 第1章 総則(第1条 - 第3条) 第2章 基本原則 第1節 基本原則(第4条) 第2節 市民の役割(第5条・第6条) 第3節 コミュニティの役割(第7条) 第4節 市議会の役割(第8条 - 第11条) 第5節 市長の役割(第12条 - 第14条) 第6節 市の執行体制(第15条・第16条) 第3章 情報の共有(第17条 - 第20条) 第4章 参画・協働 第1節 参画・協働(第21条・第22条) 第2節 参画の形態(第23条 - 第26条) 第3節 参画への支援(第27条) 第5章 住民投票(第28条・第29条) 第6章 自治推進委員会の設置等(第30条・第31条) 附則	目次 前文 第1章 総則(第1条 - 第3条) 第2章 自治の基本原則(第4条 - 第8条) 第3章 市民(第9条 - 第12条) 第4章 市議会(第13条・第14条) 第5章 市長(第15条・第16条) 第6章 行政運営の原則(第17条 - 第24条) 第7章 財政運営の原則(第25条 - 第27条) 第8章 厚木基地(第28条) 第9章 住民投票(第29条・第30条) 第10章 その他(第31条 - 第33条)
前文	ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。	地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためであるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。武蔵野の面影を残すみどりや水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。私たちが区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創っていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。	私たちのまち愛川は、首都近郊に位置しながら、清らかな川や山々のみどりをはじめとした自然に恵まれ、人間性豊かな歴史や文化を育んでおり、自立した町として着実に発展してきました。そして、今、私たちを取り巻く環境は、国際社会の発展や少子高齢社会の進展、地球環境問題の発生、高度情報社会の到来など、さらに大きく変貌を遂げようとしています。こうした状況の中、私たちは、私たちのまちを、将来にわたり、これまで培ってきた愛川のよさを活かした真に住みやすいまちとして維持、発展させていかなければなりません。そのためには、地方分権の流れを的確にとらえ、「地域のことは地域の責任で決める」ことを基本に、地方自治をさらに充実させる必要があり、地域の主権者である町民、議会、町の三者がそれぞれの責任を認識し、相互に協力するとともに、国、県や他の市町村と連携して時代に即した地域社会の形成に努めなければなりません。本町では、これまで町政の運営に当たっては、町民の参加を得ながら進めてきました。今後は、緑水環境都市の形成、安心して住める住環境の整備、保健福祉活動の推進、生涯学習・文化活動の充実、多彩な産業の活性化などを図るため、広報聴活動の充実により情報の共有を推進し、さらに多くの町民の積極的な参加を得ながら、より一層三者の協働を深めていく必要があります。このような認識に基づいて、本町における自治運営の基本原則を明らかにするとともに、町民、議会、町がよりよい関係の下、愛川のよさを活かした自治を確立するため、ここにこの条例を制定します。	私たちが暮らす多摩市は、太陽の光あふれる、緑豊かなまちです。私たちは、ここに集い、あるいは生まれ育ち、学び働き、暮らし、生涯を終え、それぞれの歴史を刻み、文化を育んでいます。私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大切なこのまちを、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせて自ら築いていかなければなりません。そのためには、市民が、市民の手で、市民の責任で主体的にまちづくりにかかわることが大切です。このため、私たちは、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合うとともに、誰もがまちづくりに参画することによって、私たちのまちの自治を推進し、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される地域社会の実現をめざし、ここに多摩市自治基本条例を制定します。	大和市の市民、市議会、市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の醸成を目指してきました。21世紀の成熟した社会を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきた自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会、市長は英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重され、自らの意思と責任に基づいて自己決定できることを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。
目的	第1章 目的 (目的) 第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりに関するわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。	第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、杉並区(以下「区」という。)における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び責務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者(以下「区民等」という。)の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、愛川町の自治運営に関する基本的事項を定めることにより、町民等の参加による開かれた町政の運営を図り、もって真の自治の実現を推進することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市(以下「市」といいます。)の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。	(趣旨) 第1条 この条例は、前文に掲げた理念にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び義務、市議会及び市の執行機関の責務並びに行政運営の原則を定めるものとする。
定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。 2 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。 3 参画 政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。 4 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取組むことをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 町民 本町の区域内に住居を有する者をいう。 2 町民等 前号に掲げる者のほか、次に掲げるものをいう。 ア 本町の区域内に事務所又は事業所を有するもの イ 本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ウ 本町の区域内に学校等に在学する者 エ 本町に対する権利又は義務を有するもの 3 町 町長(水道事業管理者の権限を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 4 まちづくり まちづくり総合的かつ計画的な土地利用の推進並びに良好な住環境の整備、開発及び保全に係る活動をいう。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 町民 本町の区域内に住居を有する者をいう。 2 町民等 前号に掲げる者のほか、次に掲げるものをいう。 ア 本町の区域内に事務所又は事業所を有するもの イ 本町の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ウ 本町の区域内に学校等に在学する者 エ 本町に対する権利又は義務を有するもの 3 町 町長(水道事業管理者の権限を行う町長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 4 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することを行います。 5 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することを行います。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 私たちのまちの自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。 2 市民 市内に住居する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。 3 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。 4 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することを行います。 5 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することを行います。	(用語の定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1 市民とは、市内に住居する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。 2 市の執行機関とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 3 市とは、市民、市議会及び市の執行機関によって構成される自治体をいう。 4 協働とは、市民、市議会及び市の執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補充し、協力することをいう。

	ニセコ町まちづくり基本条例 H13.4.1施行	杉並区自治基本条例 H15.5.1施行	愛川町自治基本条例 H16.9.1施行	多摩市自治基本条例	大和市自治基本条例素案 (H16.6.3現在)
基本理念		第2章 基本理念 第3条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創っていくことを目指すものとする。 2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。			
基本原則	第2章 まちづくりの基本原則 (情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の基本理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報を受け、自ら習得する権利を有する。 (行政の説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続きを町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。		(参加の原則) 第3条 本町の自治運営は、町民等の意思を反映させるため、町の実施する政策、施策及び事務事業(以下「政策等」という。)の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民等の参加を得ながら進めていくことを基本とする。 (情報共有の原則) 第4条 本町の自治運営は、町民等の参加による町政運営の推進を図るため、町民等、議会及び町が自治運営に関する情報を共有しながら進めていくことを基本とする。	(基本原則) 第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。 1 性別年齢などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分に発揮されること。 2 市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりに関する互いの情報を共有すること。 3 市民の自主的・自立的な参画が保障されること。	第2章 自治の基本原則 (参加、協働の原則) 第4条 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会における自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。 (情報共有の原則) 第5条 市民、市議会及び市の執行機関は、情報を共有することを原則とする。 (法令の自主解釈) 第6条 市は、この条例の理念ののっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。 (財政自治の原則) 第7条 市は、自立した自治体運営を行うため、歳入と歳出を自らの判断と責任において決める財政自治の確立に努めることを原則とする。 (対等と協力の原則) 第8条 市は、自らの判断と責任において、国及び県と対等の立場で協力することを原則とする。
条例の位置づけ	第13章 まちづくり基本条例の位置付け等 (この条例の位置付け) 第43条 他の条例、規則その他の規定によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。 (条例等の体系化) 第44条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規定の体系化を図るものとする。	第11章 条例の位置付け 第31条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。		(条例の位置付け) 第2条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。	(最高規範性) 第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定及び改廃にあたっては、この条例の内容を尊重し、この条例との適合性を確保しなければならない。
市民の権利、義務	(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 (まちづくりにおける町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 (まちづくりに参加する権利の拡充) 第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。	第3章 区民の権利及び義務 (区民の権利) 第4条 区民は、区政に参画する権利及び区政に関する情報を知る権利を有する。 2 区民は、地方自治法(昭和22年法律第67号)で定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長等の解職請求権等を有するほか、第27条で定める住民投票を請求する権利を有する。 (区民の義務) 第5条 区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。 第4章 事業者の権利及び義務 第6条 事業者は、第4条第1項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。	(町民等の権利及び義務) 第5条 町民等は、自治運営の主体であり、自治運営に参加する権利を有する。 2 町民等は、自治運営に参加するときは、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。	第2章 基本原則 第2節 市民の役割 (市民の権利) 第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。 2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。 3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。 (市民の義務) 第6条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとし、 2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとし、	第3章 市民 (市民の権利) 第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境、安全で安心な生活を享有する権利を有する。 2 市民は、市の執行機関が行う政策の形成、執行及び評価(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。 3 市民は、市議会及び市の執行機関が保有する情報を知る権利を有する。 4 市民は、市の執行機関が行う行政サービスを受けることができる。 (市民の責務) 第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。 2 市民は、政策形成等の過程に参加するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。 (子ども) 第12条 子どもは、年齢に応じて政策形成等に参加することができる。 2 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

	ニセコ町まちづくり基本条例 H13.4.1施行	杉並区自治基本条例 H15.5.1施行	愛川町自治基本条例 H16.9.1施行	多摩市自治基本条例	大和市自治基本条例素案 (H16.6.3現在)
コミュニティ	<p>第5章 コミュニティ (コミュニティ)</p> <p>第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。(コミュニティにおける町民の役割)</p> <p>第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。 (町とコミュニティのかかわり)</p> <p>第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p>	<p>第9章 参画及び協働 (参画及び協働の原則)</p> <p>第25条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。</p> <p>2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。</p>	<p>第5章 町民公益活動 (町民等及び町民公益活動団体との協働)</p> <p>第24条 町は、町民公益活動の自治運営に果たす役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重し、町民等及び町民公益活動団体と協働して自治運営を行うよう努めなければならない。 (町民公益活動の定義)</p> <p>第25条 前条に規定する「町民公益活動」とは、町民等の自主的かつ自立的に行われる、非営利で、公共の利益に寄与する活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動 (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になるうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 (町民公益活動の支援)</p> <p>第26条 町は、町民公益活動団体に対し、その活動を促進するため、必要に応じて予算の範囲内で、財政的支援を行うことができる。</p> <p>2 町は、前項に定めるもののほか、町民公益活動の促進のために必要な環境の整備に努めるものとする。</p> <p>3 町は、町民公益活動に対する支援の公平性及び透明性を確保するため、支援の手續に関する書類等を公開しなければならない。</p>	<p>第2章 基本原則</p> <p>第3節 コミュニティの役割 (コミュニティ)</p> <p>第7条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かな生活をおくることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。</p> <p>2 市民、市議会及び市の執行機関は、地域社会を多様に支え、自主的かつ自立的なコミュニティ活動の役割を尊重するものとします。</p>	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第11条 市民は、地域コミュニティ(市民が互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的とし、自主的に形成された集団をいう。)の担い手であることを認識し、これを守り育てよう努めるものとする。</p> <p>2 市議会及び市の執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。</p> <p>3 市の執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。</p>
協働、参加、参画(活動支援等)	<p>第4章 まちづくりへの参加の推進 (まちづくりに参加する権利)</p> <p>第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。</p> <p>3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。</p> <p>4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。</p> <p>第7章 まちづくりの協働過程 (計画過程等への参加)</p> <p>第25条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるよう配慮する。</p> <p>2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。</p> <p>(1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体等との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報 (計画の策定等における原則)</p> <p>第26条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。</p> <p>2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。</p> <p>(1) 法令又は条例に規定する計画 (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画</p> <p>3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進捗管理に努めなければならない。</p> <p>(1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容 (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間 (計画策定の手続)</p> <p>第27条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>(1) 計画の概要 (2) 計画策定の日程 (3) 予定する町民参加の手法 (4) その他必要とされる事項</p> <p>2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。</p>	<p>第6章 まちづくり (まちづくりの推進)</p> <p>第27条 町は、まちづくりに対する町民等の自主的な活動を促進するとともに、良好な住環境の整備、緑化の促進、景観の形成、農地や環境の保全等のまちづくりを推進するものとする。 (まちづくり推進地区の指定)</p> <p>第28条 町は、まちづくりを推進し、まちづくりの方針を策定することが必要な地区を、まちづくり推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。</p> <p>2 町は、推進地区を指定したときは、その内容を速やかに公表しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、推進地区を変更し、又は廃止する場合について準用する。 (まちづくり推進団体)</p> <p>第29条 町は、推進地区その他一定の地区を対象として、自主的なまちづくりを行うことを目的とした団体又は個人で、当該団体又は個人の活動が、当該地区内に住所を有する年齢満20年以上の町民、土地又は建築物の所有者及び事務所又は事業所の経営者の3分の2以上の同意を得ていると認められるものを、まちづくり推進団体(以下「推進団体」という。)として登録することができる。</p> <p>2 前項の規定により登録しようとする団体又は個人は、町長に申請しなければならない。 (まちづくり協定の締結)</p> <p>第30条 町及び推進団体は、一定の地区のまちづくりを推進するため、区域を定めて、まちづくりに関する協定(以下「協定」という。)を締結することができる。</p> <p>2 町は、前項の協定を締結したときは、その内容を速やかに公表しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、協定を変更し、又は廃止する場合について準用する。 (協定の遵守)</p> <p>第31条 前条の規定により締結された協定に係る区域(以下「協定区域」という。)において、まちづくりを行うものは、当該協定の内容に従い、実施しなければならない。</p> <p>2 町は、協定区域において、まちづくりを行うものに対して、当該協定を遵守するよう指導しなければならない。 (まちづくり支援)</p> <p>第32条 町は、まちづくりに対する町民等の自主的な活動を促進するため、推進団体に対し、まちづくりの専門家の派遣その他必要な支援を行うことができる。</p>	<p>第4章 参画・協働 第1節 参画・協働 (参画・協働)</p> <p>第21条 市民は、市の執行機関における計画の策定、実施及び評価の各段階に参画することができます。</p> <p>2 市の執行機関は、第5条第1項及び第2項に規定する権利を保障するために、この章に掲げる施策を講じなければなりません。 (参画の保障)</p> <p>第22条 市の執行機関は、市民の意見が市政に反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を整備しなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、市民が参画できないことにより、不利益を受けることのないよう、配慮します。 第2節 参画の形態 (参画の形態)</p> <p>市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。</p> <p>(1)審議会、懇談会等への委員としての参画 (2)公聴会等への参画 (3)一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)への参画 (4)意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明 (5)アンケート調査等への意見表明</p> <p>2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければならない。 (計画策定等への参画)</p> <p>第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとします。 (事業実施における参画)</p> <p>第25条 市の執行機関は、事業の実施にあたり、市民の参画を得るとともに、多様な市民の知恵と活力が活かされるよう努めるものとします。</p> <p>2 市の執行機関は、地域の課題を解決するため、自立的に活動する各種団体等の自主性を尊重し、協働を進めるものとします。 (評価への参画)</p> <p>第26条 市の執行機関は、実施した主要な事業について評価し、その結果を公表するものとします。</p> <p>2 市民は、市の執行機関が行っている政策及び事業に対し評価することができます。</p> <p>3 市の執行機関は、前2項の評価を施策に反映するよう努めるものとします。 第3節 参画への支援 (参画への支援)</p> <p>第27条 市の執行機関は、市民がまちづくりの主体者として、参画しやすい環境整備に努めなければなりません。</p>		

	ニセコ町まちづくり基本条例 H13.4.1施行	杉並区自治基本条例 H15.5.1施行	愛川町自治基本条例 H16.9.1施行	多摩市自治基本条例	大和市自治基本条例素案 (H16.6.3現在)
議会		<p>第6章 区議会 (区議会に関する基本的事項) 第8条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能を果たすものとする。 2 区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。 3 区議会は、前二項に規定する機能等を果たすため、効率的な議会運営に努めるものとする。 (区議会の情報の公開及び提供) 第9条 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。</p>	<p>(議会の責務) 第6条 議会は、町民の代表として選ばれた議会議員によって組織された本町における議事機関であることを認識し、町民の信頼に応えるため、積極的に活動しなければならない。 2 議会は、町政運営が常に適切かつ公正に行われているかを監視するとともに、議会議員の有する政策提案権等の充実を図り、公共の福祉の増進を図るため、町政運営の円滑化に努めなければならない。 3 議会は、町民等と議会活動に関する情報を共有するよう努めなければならない。</p>	<p>第4節 市議会の役割 (市議会の設置) 第8条 住民の直接選挙による議員で構成された、市の意思決定機関として市議会を設置します。 (市議会の権限) 第9条 市議会は、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有します。 2 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有します。 (市議会の責務) 第10条 市議会は、その権限を行使することにより、私たちのまちの自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければならない。 2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p>	<p>第4章 市議会 (市議会の責務) 第13条 市議会は、この条例の理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。 2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。 3 市議会は、保有する個人情報保護し、及び保有するすべての情報を原則として公開しなければならない。</p>
議員		<p>(区議会議員の責務) 第10条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前二条に規定する機能等を果たせるよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。</p>		<p>(市議会議員の責務) 第11条 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。 2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければならない。</p>	<p>(市議会議員の責務) 第14条 市議会議員は、この条例の理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。</p>
長	<p>第6章 町の役割と責務 (町長の責務) 第17条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。 (就任時の宣誓) 第18条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。 2 前項の規定は、助役、収入役及び教育長の就任について準用する。</p>	<p>(区長の責務等) 第12条 区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。 2 区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。 3 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。</p>	<p>(町の責務) 第7条 町は、この条例の理念にのっとり、町民参加と情報共有を基本とし、町民等との協働を図りながら、適切かつ公正に町政運営を行わなければならない。 2 町は、町の実施する政策等の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、必要に応じて、その内容、手続等を町民等に説明しなければならない。 3 町は、町民等の意見、要望等の申立てに対して、必要に応じて事実関係を調査し、誠実に応答しなければならない。</p>	<p>第5節 市長の役割 (市長の設置) 住民の直接選挙により選ばれた、市の代表として、市長を置きます。 (市長の権限) 第13条 市長は、私たちのまちの自治を発展させるとともに、市民の福祉を向上させるための政策を推進し、市を代表する権限を有します。 (市長の責務) 第14条 市長は、第4条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければならない。 2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければならない。</p>	<p>第5章 市長 (市長の責務) 第15条 市長は、この条例を遵守し、基本原則に従い、自治を推進しなければならない。 2 市長は、市の執行機関の政策形成等が、基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。 3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。 4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。 第8章 厚木基地 (厚木基地) 第28条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の返還が実現するよう努めるものとする。 2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。</p>
執行機関	<p>(執行機関の責務) 第19条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない (組織) 第20条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。</p>	<p>第5章 区の責務 第7条 区は、区政運営に当たっては、区民等の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。 2 区は、区民ニーズに的確に対応し、行政サービスへの区民等の満足度を高める区政運営に努めなければならない。 第7章 執行機関 (執行機関に関する基本的事項) 第11条 執行機関は、条例、予算その他の区議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行しなければならない。 (執行機関の組織及び職員) 第13条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。 2 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。</p>	<p>(町の責務) 第7条 町は、この条例の理念にのっとり、町民参加と情報共有を基本とし、町民等との協働を図りながら、適切かつ公正に町政運営を行わなければならない。 2 町は、町の実施する政策等の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、必要に応じて、その内容、手続等を町民等に説明しなければならない。 3 町は、町民等の意見、要望等の申立てに対して、必要に応じて事実関係を調査し、誠実に応答しなければならない。</p>	<p>第6節 市の執行体制 (市の自立) 第15条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、その責任において、権限を行使するものとします。 2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。 (市の組織体制) 第16条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければならない。 2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければならない。 3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければならない。</p>	<p>(市職員の責務) 第16条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p>

	二セコ町まちづくり基本条例 H13.4.1施行	杉並区自治基本条例 H15.5.1施行	愛川町自治基本条例 H16.9.1施行	多摩市自治基本条例	大和市自治基本条例素案 (H16.6.3現在)
行政運営	<p>(審議会等への参加) 第21条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 (意見・要望・苦情等への応答義務等) 第22条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。 2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。 3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。 (意見・要望・苦情等への対応のための機関) 第23条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。 (行政手続の法制化) 第24条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。</p>	<p>第8章 区政運営 (基本構想等) 第14条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。 (総合的な行政サービスの提供) 第15条 区は、区民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。 (行政手続) 第16条 区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定め(情報の公開及び提供) 第17条 区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。 (個人情報保護) 第18条 区は、区民の基本的な権利の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。 (説明責任) 第19条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。 (区民等の要望の取扱い) 第20条 区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区民等の権利利益の保護に努めなければならない。 (行政評価) 第21条 区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効果的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。</p> <p>第8章 区政運営 (財政運営の原則) 第22条 区は、財源を効果的かつ効果的に活用し、自主的かつ自立的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。 (参画及び協働の原則) 第25条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。 2 区民等及び区は、協働に当り、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。</p>	<p>第2章 総合的かつ効果的な町政運営 (基本構想等) 第8条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、この条例の理念にのっとり、町民参加と情報共有を基本として基本構想を定めるとともに、その実現のための政策等を実施しなければならない。 2 町は、基本的な計画を立案するときは、基本構想に即して策定するものとする。 (行政評価) 第10条 町は、効果的かつ効果的な町政運営を推進するため、町の実施する政策等の評価を行わなければならない。 2 町は、前項の評価の結果を公表するとともに、政策等に反映させなければならない。 (行政手続) 第11条 町は、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、条例等に基づき町が行う処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項を別に条例で定めるものとする。 (住民投票) 第12条 町は、本町に係る重要な事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認められるときは、住民投票の制度を設けることができる。 2 町は、前項の住民投票を実施したときは、当該投票の結果を尊重しなければならない。 3 第1項の場合において、住民投票の実施について必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。</p>	<p>(説明・応答責任) 第20条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果さなければなりません。 2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。</p>	<p>第6章 行政運営の原則 (運営原則) 第17条 市の執行機関は、行政活動において計画、執行、評価及び計画への反映が連続し、循環していくことを基本として、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。 2 市の執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。 3 市の執行機関は、第1項に規定する行政活動のそれぞれの過程において、市民の参加を推進しなければならない。 4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。 (市の執行機関の組織) 第18条 市の執行機関は、市民にわかりやすく、効果的かつ機能的な組織としなければならない。 (総合計画) 第19条 総合計画は、本市のめざす将来の姿を実現するために、この条例の理念にのっとり定めなければならない。 (説明責任) 第21条 市の執行機関は、政策形成等に関する事項を、市民にわかりやすく説明しなければならない。 2 市の執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。 3 市の執行機関は、第5条の規定による情報共有を実現するため、政策形成等に関する情報の提供に努めなければならない。 (出資法人の運営) 第24条 市の執行機関は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営がこの章に定める規定の例により行われるように指導及び支援を行うものとする。</p>
財政運営	<p>第8章 財政 (総則) 第28条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。 (予算編成) 第29条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。 (予算執行) 第30条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。 (決算) 第31条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。 (財産管理) 第32条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効果的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。 2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。 3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。 (財政状況の公表) 第33条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金等の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。</p>	<p>(財政運営の原則) 第22条 区は、財源を効果的かつ効果的に活用し、自主的かつ自立的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。 (財政状況の公表) 第23条 区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び別に条例で定めるところにより財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。 (区税等の賦課徴収) 第24条 区は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び杉並区特別区税条例(昭和39年杉並区条例第41号)で定めるところにより、特別区税を賦課徴収するほか、法律及び条例に基づき、使用料その他の徴収金を賦課徴収するものとする。</p>	<p>(財政運営) 第9条 町は、行政資源を効果的に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう財政運営を行うものとする。 2 町は、予算、決算その他町の財政状況を町民等に分かりやすく公表するよう努めなければならない。</p>	<p>第7章 財政運営の原則 (財政の健全性の確保) 第25条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を策定し、財源を効果的かつ効果的に活用し、自主的かつ自立的な財政運営を行うことにより、財政の健全性を確保しなければならない。 (財産管理) 第26条 市の執行機関は、保有する財産の適正な管理及び効果的な運用をしなければならない。 (財政状況等の公表) 第27条 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。</p>	

	二セコ町まちづくり基本条例 H13.4.1施行	杉並区自治基本条例 H15.5.1施行	愛川町自治基本条例 H16.9.1施行	多摩市自治基本条例	大和市自治基本条例素案 (H16.6.3現在)
制度等	<p>第9章 評価 (評価の実施) 第34条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。 (評価方法の検討) 第35条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。 第10章 町民投票制度 (町民投票の実施) 第36条 町は、二セコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。 (町民投票の条例化) 第37条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。</p>	<p>(住民投票) 第26条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。 2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (住民投票の請求及び発議) 第27条 区に住所を有する年齢満18年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。 2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。 3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。 4 第1項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第74条第2項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。 (政策に係る区民等の意見提出手續) 第28条 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。</p>	<p>第4章 パブリック・コメント手續 (パブリック・コメント手續の実施) 第17条 町は、町民等の町政への参加を促進し、町政運営の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民等への説明責任を果たすため、基本的な政策等の策定に当たっては、パブリック・コメント手續を実施しなければならない。 (パブリック・コメント手續の定義) 第18条 前条に規定する「パブリック・コメント手續」とは、町の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の案を公表し、広く町民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)を求め、提出された意見等を考慮して当該政策等の策定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する町の考え方を公表する一連の手續をいう。 (パブリック・コメント手續の対象) 第19条 パブリック・コメント手續の対象となる基本的な政策等の策定は、次に掲げるとおりとする。 (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定 ア 基本的な制度を定める条例 イ 町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例(金銭徴収に係る条項を除く。) (2) 基本構想及び町政全般若しくは個別行政分野に係る基本的な計画の策定又は改定 (3) 町民等の利用に供する主要な施設の建設に係る基本的な計画(前号に規定するものを除く。)の策定又は改定のうち、町長が必要と認めるもの (4) その他町長が必要と認めるもの 2 前項の規定にかかわらず、町は、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリック・コメント手續を実施しないことができる。この場合において、町は、パブリック・コメント手續を実施しなかった理由を、速やかに公表しなければならない。 (1) 法令で縦覧等の手續が義務付けられているもの (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会へ提出するもの (3) 前項第1号に規定するもののうち、法令の制定又は改廃に伴うもの (4) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの (政策等の案の公表) 第20条 町は、基本的な政策等を策定しようとするときは、その意思決定前に相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。 2 前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を添付するものとする。 (1) 政策等の趣旨又は目的及び政策等の案を策定した経緯 (2) 政策等の案を策定する際に整理した考え方及び論点 (3) 町民等が政策等の案を理解するために必要な関連資料 3 前2項の規定による公表は、町が指定する場所での閲覧又は配布及びインターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。 (パブリック・コメント手續の予告) 第21条 町は、前条の規定により政策等の案及び資料(以下「政策等の案等」という。)を公表する前に、次に掲げる事項を広報紙への掲載及びインターネットを利用した閲覧の方法等により、パブリック・コメント手續の実施を予告するものとする。 (1) 政策等の案の名称 (2) 政策等の案に係る意見等の提出期間 (3) 政策等の案等の入手方法 (意見等の提出) 第22条 町は、政策等の案等の公表の日から20日間以上の期間を設けて、意見等の提出を受けなければならない。この場合において、意見等の提出期間の満了の日は、前条の規定による予告の日から30日以後としなければならない。 2 前項の意見等の提出方法は、次のとおりとする。 (1) 町が指定する場所への書面の持参 (2) 郵便 (3) ファクシミリ (4) 電子メール (5) その他町長が必要と認める方法 3 意見等を提出しようとする町民等は、住所、氏名その他町民等であることを示す事項を明らかにしなければならない。 (意見等の考慮) 第23条 町は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定を行うものとする。 2 町は、政策等を策定したときは、提出された意見の概要及び意見に対する町の考え方を公表しなければならない。 3 第20条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。</p>	<p>第5章 住民投票 (住民投票) 第28条 市長は、市政に係る重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。 2 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。 3 住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとします。 (住民投票の発議・請求) 第29条 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の市議会議員の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。 3 住民のうち、選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。</p>	<p>(行政評価) 第20条 市の執行機関は、客観的に行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。 (情報公開) 第22条 市の執行機関は、市民の知る権利を保障するため、原則として政策形成等におけるすべての情報を公開しなければならない。 第9章 住民投票 (住民投票) 第29条 市長は、市政に係る重要事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。 2 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (住民投票の請求等) 第30条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政に係る重要事項について、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、市政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。 6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。</p>

	二セコ町まちづくり基本条例 H13.4.1施行	杉並区自治基本条例 H15.5.1施行	愛川町自治基本条例 H16.9.1施行	多摩市自治基本条例	大和市自治基本条例素案 (H16.6.3現在)
情報共有	<p>(情報共有のための制度)</p> <p>第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。</p> <p>(1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度</p> <p>(2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度</p> <p>(3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度</p> <p>(4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度</p> <p>(情報の収集及び管理)</p> <p>第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(附属機関等への参加)</p> <p>第29条 区は、附属機関等の委員への区民等の参加に努めなければならない。</p> <p>第10章 国及び他の地方公共団体との協力</p> <p>第30条 区は、共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。</p> <p><杉並区自治基本条例に付する付帯決議></p> <p>本条例の施行に当たり、杉並区長は、次の諸点について誠意をもって対処すべきである。</p> <p>1 本条例の杉並区における住民自治発展の基盤としての重要性に鑑み、本条例の趣旨、内容について、区民の十分な理解が得られるよう周知徹底に努めること。</p> <p>2 区が定める最高規範である本条例の趣旨との整合性を図るため、新たに条例等を制定するに当たっては本条例の趣旨を最大限尊重するとともに、既に制定してある条例等についても早急に見直しを進めること。</p> <p>3 本条例は、全く新たな自治立法の試みであることから、条例施行後一定期間の施行状況等を勘案し、検討のうえ、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。</p>	<p>第3章 情報共有のための制度</p> <p>(情報の公開及び提供)</p> <p>第13条 町は、町民等の参加による開かれた町政の実現のため、別に条例で定めるところにより、町の保有する情報を公開し、及び提供しなければならない。</p> <p>2 町は、情報の提供に当たっては、その内容が町民等に理解されるよう努めなければならない。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第14条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、町の保有する個人情報保護を講じなければならない。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第15条 町の審議会、審査会、その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)の会議は、法令又は条例等に特別の定めがあるものを除き、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。</p> <p>(1) 会議において、愛川町情報公開条例(平成16年愛川町条例第 号)第6条各号の規定に該当する情報に関し審議するとき。</p> <p>(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が阻害されるおそれのあるとき。</p> <p>2 町は、前項に規定する審議会等の会議を開催しようとするときは、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴の方法その他必要な事項を事前に公表しなければならない。ただし、会議の開催が急を要するときは、この限りでない。</p> <p>3 町は、第1項に規定する審議会等の会議を開催したときは、原則として会議録を作成し、会議資料を添付して公表しなければならない。</p> <p>(委員の公募)</p> <p>第16条 町は、審議会等の委員の選任に当たっては、公募の委員を加えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。</p> <p>(1) 法令で委員の資格要件が定められている審議会等</p> <p>(2) 特定の個人及び団体並びに行政処分に係る審議会等</p> <p>(3) 専門的知識が要求される審議会等</p> <p>(4) その他委員の公募が適当でない審議会等</p> <p>2 町は、前項に規定する審議会等の委員を公募しようとするときは、審議会等の目的、募集人員、応募方法その他必要な事項を事前に公表しなければならない。</p> <p>3 審議会等の公募による委員の資格は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町民等</p> <p>(2) 本町の他の審議会等の公募による委員でない者</p> <p>(3) 本町の職員及び議会議員でない者</p>	<p>第3章 情報の共有</p> <p>(情報共有)</p> <p>第17条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものとしなければならない。</p> <p>2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第18条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければならない。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第19条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的な人権を擁護し、信頼される市政を実現しなければならない。</p>	<p>第10章 その他</p> <p>(他の自治体との連携)</p> <p>第31条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。</p> <p>(改正)</p> <p>第32条 この条例の改正にあたっては、この条例の理念及び基本原則にのっとり必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定める。</p>
その他	<p>第11章 連携</p> <p>(町外の人々との連携)</p> <p>第38条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。</p> <p>(近隣自治体との連携)</p> <p>第39条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。</p> <p>(広域連携)</p> <p>第40条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p> <p>(国際交流及び連携)</p> <p>第41条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。</p> <p>第12章 条例制定等の手続</p> <p>(条例制定等の手続)</p> <p>第42条 町は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。</p> <p>(1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合</p> <p>(2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合</p> <p>(3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合</p> <p>2 提案者は、前項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p> <p>第14章 この条例の検討及び見直し</p> <p>(この条例の検討及び見直し)</p> <p>第45条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が二セコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。</p> <p>2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第7章 推進機関の設置</p> <p>(町民参加推進会議)</p> <p>第33条 町は、町民等の参加による自治運営に係る基本的事項を調査協議するため、町長の附属機関として、愛川町町民参加推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。</p> <p>2 推進会議は、次に掲げる事項を調査協議し、その結果を町長に報告し、又は意見を建議する。</p> <p>(1) 町民等の参加の推進状況の把握に関すること。</p> <p>(2) 町民等の参加の検証及び当該検証結果の公表に関すること。</p> <p>(3) この条例の改廃に関すること。</p> <p>(4) その他町民等の参加に関する基本的事項</p> <p>3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、1回に限り再任されることができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第6章 自治推進委員会の設置等</p> <p>(自治推進委員会の設置)</p> <p>第30条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。</p> <p>3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。</p> <p>4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければならない。</p> <p>5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による6人以内の委員をもって構成します。</p> <p>6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。</p>	<p>第10章 その他</p> <p>(他の自治体との連携)</p> <p>第31条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。</p> <p>(改正)</p> <p>第32条 この条例の改正にあたっては、この条例の理念及び基本原則にのっとり必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定める。</p>	